

平成24年度 事業計画

自 平成24年4月 1日から

至 平成25年3月31日まで

はじめに

東北地方に甚大な被害をもたらした東日本大震災から1年を経過しているものの復興・復旧とは程遠い状況にあります。

また、私共の業界を取り巻く環境は大変厳しく、景気は低迷を続け、乗合バス事業は、地方部では依然として減少が続いている状況にあり、貸切バス事業も、新規参入事業者は依然として増加傾向にあり、旅行業界の激しい価格競争の影響等により運賃収入が減収するなど、更に、軽油価格が値上がり傾向や需要の低迷などにより厳しい経営環境が続くものと思われま。

このような厳しい経済状況の中にあっても三重県バス協会は、公益目的事業を通じ、社会的責任を果たすべく、地域住民の生活の足として必要不可欠な公共交通機関であるバス輸送を振興するため、バス輸送の安全性の確保、人と環境に優しいバスの調査・研究、周知活動及び助成等を実施します。

特に、全ての事業者が事故防止対策、運輸安全マネジメントの定着をはじめとする安全・安心を最優先に、前年度に引き続き、乗合バス事業にあつては、利用促進を、また、貸切バス事業にあつては、適正運賃の収受を、平成24年度の最重要課題として取り組むこととします。

1. 乗合バス事業

広く一般に対し、バス事業の公共性や環境にやさしい乗り物であることを9月20日のバスの日を中心に「バスの絵コンテスト」、「主要鉄道駅前等での街頭PR活動」、小学生の児童を対象とした「生活科」の授業の教材として「バスの乗り方」のクリアファイルの提供や「乗り方教室等」の開催及び「津まつり」及び「みえ交通安全・環境フェア」等のイベントの実施を通じて理解を求め、バスの利用促進に努めます。

2. 貸切バス事業

貸切バスの新規参入事業者は依然として増加傾向にあり、又、景気は低迷を続く中、旅行業界の激しい価格競争の影響等により、適正運賃の収受が出来ない状況にあります。

「安全・安心な質の高い輸送サービス」の提供をめざし、また、利用者から信頼される貸切バスを達成するため、引き続き中部5県のバス協会と連携をとりながら以下の取り組み等に努めます。

- (1) 一般入札の場合は、契約予定価格の参考に「平成11年12月27日付け公示第202号」に基づく公示運賃の範囲とするよう国・県及び自治体への要請活動を通じ適正運賃の収受に努めます。
- (2) 一般入札に寄らない場合は、新たな行先別運賃料金表を参考に運送契約締結されるよう県・教育委員会等関係機関及び利用者・旅行業界等への周知・要請活動を通じ適正運賃の収受に努めます。
- (3) 「貸切バス事業者安全性評価・認定制度」の認定取得事業者の拡大と利用者が安心して利用できる貸切バスの周知に努めます。

3. 事故防止安全輸送対策関係

特に、全ての事業者が事故防止対策、運輸安全マネジメントの定着をはじめとする安全・安心を最優先に以下の取り組みに努めます。

- (1) バスの事故件数の約3割を車内での事故が占めていることから、バスが停車してから離席するなどの利用者に対して、「ゆとり乗降」を、また、運転者に対しては「ゆとり運転」による安全運行の徹底を図り車内事故防止に努めます。
- (2) 「飲酒運転防止対策マニュアル」に基づき、「事故防止委員会」を中心に飲酒運転防止のための万全の対策がとられるよう啓発活動に努めます。
また「飲酒運転防止週間」に合わせ運行管理部門責任者集会を開催します。
- (3) 睡眠時無呼吸症候群（SAS）や健康状態に起因する事故等を未然に防止するため「睡眠時無呼吸症候群（SAS）検査の受診の促進を図るとともに運転者の健康管理の充実に努めます。
- (4) 改正道路交通法による後部座席シートベルト着用義務を利用客に対し、啓発に努めます。
- (5) バスジャック事件や無差別殺傷事件等に対する危機管理対策に万全を期するため、「バスジャック統一対応マニュアル」の周知をはじめ、事業者が実施するバスジャック訓練を始め各種訓練に対し支援を行います。

4. 運輸事業振興助成交付金事業

運輸事業振興助成交付金制度の趣旨に沿った適正な運用を図り、次の事業に重点を置き、バス事業の振興を積極的に推進します。

- ① 安全運行対策事業推進のため、「運転者適性診断」、「運行管理者講習」、「運輸安全マネジメント研修」、「安全運転研修」及び「車内事故防止等」への助成等を実施します。
- ② 利用者ニーズに対応した輸送環境の改善に資するため「バス利用者施設等整備事業」に対し、助成等を実施します。
- ③ 「バスの絵画コンテスト」、「乗り方教室等」や「津まつり」及び「みえ交通安全・環境フェア」等のイベントの開催を通じて、バスの利用促進に努めます。

5. 各種委員会の活動

乗合、貸切、事故防止、環境対策、交付金運営等の委員会を通じ、流動する諸問題に対処し、平成24年度の事業計画の遂行に努めます。

6. 広報活動の推進

- (1) 当協会のホームページにより、広く一般に対して、当協会の活動状況やバス事業の現状等について情報提供に努めます。
- (2) 9月20日の「バスの日」を中心に「バスの絵コンテスト」、「乗り方教室」や「津まつり」等のイベントの開催を通じ、バスの利用促進に努めます。

7. 公益法人制度への対応

平成24年3月5日に三重県公益認定委員会に諮問され、公益認定との答申を得、4月1日から公益社団法人として、バス輸送の振興に努めてまいります。